

令和8年度 軽井沢森林事務所 燃料類単価契約 仕様書

1. 物件種別及び購入予定数量

品目	予定数量	単位	備考
レギュラーガソリン	1,500	リットル	店頭給油
灯油	500	リットル	配達

2. 規格

日本産業規格とする。

3. 契約条件

- (1) 契約書のとおり。
- (2) 以下に示す納入場所から半径5km圏内に直営又は系列及び提携給油所を有していること。
- (3) 購入予定数量は変動するものであるので、受注者は予定数量に変動があっても異議を申し立てないこと。

4. 納入方法

店頭にて受注者の発行する給油カードもしくは給油伝票(3枚複写等)により行うものとし、給油の都度納品書を発行すること。
灯油については以下の住所に配達すること。
・長野県北佐久郡軽井沢町長倉3365-1

5. 契約方法

各燃料種の1リットル当たりの契約単価を締結し、購入予定数量について売買を行う単価契約である。

6. 請求方法

請求に当たっては、毎月末締めとし、レギュラーガソリン、灯油(配達)に区分した請求書を書面により東信森林管理署あて提出する。提出があった請求書の内容と、保管する納品書の内容との照合等検査を行う。

ただし、令和8年度の会計年度末(令和9年3月給油分)に関する請求書については、令和9年4月9日までに到着するよう迅速な対応をとること。

7. 秘密の保持

本業務の遂行上知りえた一切の事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務終了後も同様とする。

8. その他

- (1) 必要枚数の給油カードを発行することとし、発行・再発行に関わる一切の費用は受注者の負担とすること。また、給油カードにはクレジット等機能を付与しないこと。
- (2) 供給時に故意又は過失により損害を与えた場合には、受注者がその損害を補償する。
- (3) 本業務の履行に要する一切の費用は、受注者の負担とする。
- (4) 仕様書に記載がない事項については、別途協議することとする。